

南三陸町個人情報保護条例の解釈

平成19年3月発行
平成21年4月改訂
南三陸町総務課

目

次

第 1 条 (目的)	1 ページ
第 2 条 (定義)	2 ・ 3 ページ
第 3 条 (実施機関等の責務)	4 ページ
第 4 条 (事業者の責務)	5 ページ
第 5 条 (町民の責務)	6 ページ
第 6 条 (個人情報取扱事務の届出)	7 ページ
第 7 条 (収集の制限)	8 ～ 10 ページ
第 8 条 (利用目的の明示)	11 ・ 12 ページ
第 9 条 (利用及び提供の制限)	13 ・ 14 ページ
第 10 条 (電子計算機処理の制限)	15 ページ
第 11 条 (オンライン結合による提供の制限)	16 ページ
第 12 条 (個人情報の適正管理)	17 ページ
第 13 条 (事務の委託に伴う措置等)	18 ページ
第 14 条 (開示請求権)	19 ページ
第 15 条 (死者を本人とする個人情報の開示請求権)	20 ページ
第 16 条 (開示請求の手続)	21 ページ
第 17 条 (個人情報の開示義務)	22 ～ 25 ページ
第 18 条 (個人情報の一部開示)	26 ・ 27 ページ
第 19 条 (裁量的開示)	28 ページ
第 20 条 (個人情報の存否に関する情報)	29 ページ
第 21 条 (開示請求に対する決定等)	30 ・ 31 ページ
第 22 条 (第三者に対する意見書提出機会の付与等)	32 ページ
第 23 条 (開示の実施)	33 ページ
第 24 条 (開示請求等の特例)	34 ページ
第 25 条 (法令による開示の実施との調整)	35 ページ
第 26 条 (手数料等)	36 ページ
第 27 条 (訂正請求権)	37 ページ
第 28 条 (訂正請求の手続)	38 ページ
第 29 条 (個人情報の訂正義務)	39 ページ
第 30 条 (訂正請求に対する決定等)	40 ページ
第 31 条 (個人情報の提供先への通知)	41 ページ
第 32 条 (利用停止請求権)	42 ・ 43 ページ
第 33 条 (利用停止請求の手続)	44 ページ
第 34 条 (個人情報の利用停止義務)	45 ページ
第 35 条 (利用停止請求に対する決定等)	46 ページ
第 36 条 (審査会への諮問等)	47 ページ
第 37 条 (諮問をした旨の通知)	48 ページ
第 38 条 (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)	49 ページ
第 39 条 (他の制度との調整等)	50 ページ
第 40 条 (苦情の申出の処理)	51 ページ
第 41 条 (町長の調整)	52 ページ
第 42 条 (運用状況の公表)	53 ページ
第 43 条 (委任)	54 ページ
第 44 条～第 47 条 (罰則)	55 ～ 58 ページ

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び町政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

[趣旨等]

第1条は、本条例制定の目的について規定したものである。

- 1 本条例に係る直接の上位法としては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」となり、個人情報保護法第5条には、地方公共団体の責務として、次の規定がなされている。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

この法の規定の趣旨に沿い、本条においては、この条例制定の目的として「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めること」を主眼とし、併せて、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る請求権を明確にすることにより、個人の権利利益の保護及び町政の適正かつ円滑な運営を図ることとしている。

- 2 国の機関における個人情報保護に関しては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関法」という。）」により、宮城県の機関における個人情報保護に関しては「個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）」による対応がなされている。
- 3 合併前の志津川町及び歌津町並びにこれまでの南三陸町において条例として存在の「電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」については、本条例により既存の規定を網羅し、廃止（本条例附則による廃止）として取り扱い、当該条例の施行規則に存在した電算管理委員会等の詳細事項については、別途、セキュリティポリシーを含めた内規等により必要な措置を講ずる。

[解釈等]

- 1 「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項」とは、個人情報保護制度の基本原則とされているOECD（経済開発協力機構）8原則を踏まえた当町における個人情報保護制度の運用に当たっての諸事項をいう。
- 2 「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等」とは、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報（以下「自己情報」という。）について開示を請求する権利、自己情報の開示を受けた場合にその自己情報に事実の誤りがあったときに訂正を請求する権利及び自己情報について適正な取扱いがなされていない（違反した収集・違反した保有・違反した提供）場合にその利用及び提供の停止、又は消去を請求する権利をいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 法人等 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。
- (4) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他実施機関が定める処理を除く。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

[趣旨等]

第2条は、本条例において基本となる用語の定義について規定したものである。

[解釈等]

1 第1号は、本条例における「個人情報」について定義したものである。

本条例自体での各用語の定義については、基本的には他の同種の法令と同様の考え方により定めているが、この「個人情報」の考え方に関しては、例えば、行政機関法においては「生存する個人に関する情報…」としているのに対し、本条例では「個人に関する情報…」とし、個人の生存の有無に関わらない形、いわゆる死者としての個人に係る個人情報についても制度の対象としていることに、基本としての大きな違いを持つ。

これは、実施機関は、保有する個人情報の全てについて適正に管理する義務を負い、たとえ死者に関するものであつても、その取扱いについては、生存する個人に関するものと比較した場合にも何ら異なることなく取り扱うべきものであり、不適正な取扱いによっては死者である個人の名誉を傷つけることも考えられることから、本条例における保護の対象とするものである。

なお、この考え方については、宮城県、仙台市等においても同様のものとしている。

① 「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、心身の状況、病歴、学歴、職歴、親族関係、所得、財産の状況等、個人に関する一切の情報をいう。

なお、この「個人」については、国籍、住所の要件はなく、外国人も含む。

② 「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)」とは、当該情報から特定の個人が識別される可能性があるもの(当該情報からは、直接に特定の個人を識別することは困難なものの、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別される可能性があるものを含む。)をいう。

- 2 第2号は、本条例における個人情報の保護に係る制度を実施する機関について定義したものである。
- 町長のほか、独立して事務を管理し、執行する機関及び議会について位置付けたものであり、既に事前協議において本条例制定について意義がない旨の回答（議会については実施機関に含めることのみに関しての事前協議を実施し、内容を含めた条例の制定自体に関しては上程による審議）を得ている。
- なお、本条例の施行に当たっては、各実施機関ごとに規則等の整備が必要となる。
- また、例えば、公立志津川病院については、院長が実務についての一定の権限を有してはいるものの、本条例においては何ら他の町長の部局と変わることなく「町長」を実施機関として正規に位置付けするものである。
- 3 第3号は、本条例において「法人等」と位置付けるものについて定義したものである。
- ① 「法人」とは、商法上の会社、民法上の公益法人その他の法人格を有するものを指し、株式会社等の営利法人、財団法人等の公益法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人等をいい、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。
- ② 「その他の団体」とは、法人格は有しないものの、団体の規約及び代表者を定めているもの（自治会、商店会等）をいう。
- 4 第4号は、本条例における個人情報の記録媒体としての「行政文書」について定義したものである。
- この「行政文書」の解釈については、南三陸町情報公開条例（平成17年南三陸町条例第12号）における「行政文書」と同一のものとしている。
- ① 「実施機関の職員」とは、常勤・非常勤及び一般職・特別職の別を問わず、実施機関の全ての職員をいい、臨時職員もこれに含む。
- ② 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した文書をいい、その作成及び取得に関しての権限を有していたか否かは問わない。この場合の「職務」については、事務委任又は補助執行により処理している事務を含むものである。
- 現実的に疑義が生ずる問題として「任意の団体の事務局」としての事務が考えられるが、当該事務は、町としての本来の職務でない限り、ここでいう「職務」に含まれることはないとは解すべきものである。逆を言えば、町としての本来の職務以外の職務に職員が従事することはないという観点に立てば、職務外において作成・取得したものは基本的には存在しないということとなる。
- ③ 「電磁的記録」とは、電子記録等、人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録の全般をいい、光ディスク（CD-R等）、磁気ディスク（フロッピーディスク等）等の媒体に記録され、その内容の確認には再生機器等を用いる必要があるものをいう。
- 5 第5号は、本条例において「電子計算機処理」として区分する処理について定義したものである。
- ① 「入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力」とは、通常電子計算機により処理する場合の具体例を列挙したものである。
- ② 「専ら文章を作成し」とは、ワープロ及びパソコンのワープロソフト等により文書を作成することをいう。
- ③ 「文書若しくは図画の内容を記録するための処理」とは、文書又は図画の内容を形を変えずにデータ保存する処理等をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

[趣旨等]

第3条は、本条例の施行、運用に当たっての、実施機関及び実施機関の職員等の責務について規定したものである。

[解釈等]

1 第1項は、実施機関の責務について定めたものである。

「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、本条例に定める措置のほか、個人情報の取扱いに関する事務の改善や所属職員の意識啓発等、この条例の目的を達成するために必要な措置全般をいう。

2 第2項は、実施機関の職員又は職員であった者の責務について定めたものである。

① 「職員であった者」とは、当該実施機関を退職、失職及び免職により離職した者に限らず、当該実施機関以外の機関に異動した者を含む。

② 「職務上知り得た」とは、自らが担当する職務に限らず、職務に関して知り得た場合を含む。

③ 「みだりに」とは、社会通念上正当な理由があると認められる場合以外のことをいう。

（事業者の責務）

第4条 事業者（法人等及び事業を営む個人をいう。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[趣旨等]

第4条は、事業者における一般的な措置について規定したものである。

なお、個人情報保護法においては、個人情報データベース等を事業の用に供しているものについて「個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6箇月以内のいずれの日においても5千を超えないものは除く。）」として定めており、同法第4章には、この個人情報取扱事業者の義務等が定められ、利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得等、本条例における実施機関の責務と同様の義務が課されている。

[解釈等]

- 1 「事業を営む個人」とは、物品販売等の商業を営む個人のほか、漁業、農業等を営む個人をいう。
- 2 「個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置」とは、事業者が個人情報の収集、管理、利用、提供等を行うに当たって、個人の権利利益を侵害しないように自主的に行う措置をいう。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

[趣旨等]

第5条は、南三陸町の町民の一般的な責務について規定したものであり、通常、一般町民は、権利利益の侵害に係る被害者となる場合が多いものの、他人の個人情報を不適正に扱うことにより他人の権利利益を侵害することもあり得ることから、町民の一人ひとりが個人情報というものの重要性について認識し、個人情報の適正な取扱いに努める義務を有するということを明文化したものである。

なお、個人情報保護法では、特に国民個人に対する義務を直接的に規定している事項は存在しないが、同法第3条では、基本理念として「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」としている。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及びその目的
- (2) 個人情報の記録項目
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の収集先
- (5) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 第9条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 本町の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務
- (2) 一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報に係る個人情報取扱事務

[趣旨等]

第6条は、町組織としての個人情報の適正管理に向け、実施機関における個人情報取扱事務についての町長への届出義務及びその届出に伴う町長による目録作成の義務について規定したものである。

[解釈等]

1 第1項は、実施機関において個人情報取扱事務を開始する場合又は変更する場合の事前の町長への届出義務及びその届出事項について規定したものである。

ここでいう「個人情報を取り扱う事務」とは、事務又は事業の実施に伴い、個人情報を収集し、又は利用し、若しくは提供を行う事務をいう。

2 第2項は、実施機関において既に届け出た個人情報取扱事務を廃止する場合の事前の町長への届出義務について規定したものである。

3 第3項は、第1項による届出を受理した場合における、町長による目録の作成(整備)及び当該目録の一般への供与の義務について規定したものである。

これは、実施機関における個人情報の取扱状況について町民に客観的な手法により周知する体制整備であるのに併せ、町組織における個人情報の適正管理に向けたチェック機能を強化することを目的としたものである。

なお、前項の規定による廃止の届出を受理した場合であっても、関係する目録の整理は必要と解すべきものである。

4 第4項は、前3項による義務について適用しない事務について規定したものである。

なお、この規定は、前3項の届出等の義務について適用しないという規定であり、当該事務が扱う個人情報については、他の個人情報に何ら変わることなく、本条例による保護等の対象となるものである点について留意する必要がある。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報収集するに当たっては、あらかじめ当該個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如その他の事由により、本人から収集することが困難であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等を伴う事務又は事業を執行する場合において、本人から収集したのでは当該事務若しくは事業の目的を達成することができず、又は当該事務若しくは事業の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。

(7) 他の実施機関から、第9条第1項ただし書の規定により提供を受けるとき。

(8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合で、事務又は事業の性質上やむを得ないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、事務又は事業の性質及び内容、本人の権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、当該事務又は事業の目的を達成するため、本人以外の者から収集することに相当の理由があると認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条又は宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令に定めがあるとき、又は実施機関が審査会の意見を聴いて事務若しくは事業の目的を達成するためこれらの個人情報を収集することが特に必要であると認めるときは、この限りでない。

[趣旨等]

第7条は、実施機関における個人情報の収集に当たっての制限について規定したものである。

なお、本条に違反して個人情報が収集されたときは、条例第32条の規定による利用停止請求の対象となる。

[解釈等]

1 第1項は、個人情報の収集については、その利用の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適正な手段により行うべきものである旨を規定したものである。

① 「収集」とは、実施機関が当該実施機関以外のものから個人情報を入手することをいい、入手形態や方法は問わず、実施機関の職員が職務上において口頭により個人情報を得る場合を含む。

② 「あらかじめ当該個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)を明確にし」とは、個人情報の収集行為を開始する前に、当該個人情報の利用の目的を明確にすることをいう。

③ 「その目的を達成するために必要な範囲内」とは、当該個人情報の利用の目的を達成する上で必要とされる個人情報の必要最低限の範囲をいい、過剰な収集を禁じる趣旨による。

④ 「適正かつ公正な手段」とは、社会通念に照らして是認できる手段をいう。

2 第2項は、個人情報の収集に当たっては、原則として本人から収集すること、及びその例外について規定したものである。

① 第1号は、本人からの収集の原則に照らし、本人の同意がある場合には本人以外のものから収集することができる旨を規定したものである。

この場合の「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭による具体的な意思表示としての同意がある場合のほか、客観的事実からして本人の同意があると判断できる場合を含む。

② 第2号は、本人以外のものから個人情報を収集することについて、法令に規定があるときは、その収集の妥当性については当該法令の制定段階において前提とされているものであることに鑑み、本人からの収集の原則の例外としたものである。

この場合の「法令」とは、法律、政令、省令、その他の命令をいう。この場合に、条例、規則、訓令等についてを含むか否かという判断が求められることが想定されるが、通常の「法令」という用語の解釈では、含むものとする事例、含まないものとする事例の両者が存在するのが現状である。法律を本来の基本とした用語であると解釈し、更に本条例における諸規定とのバランス、制定までの手続等を考慮すれば、より広義に解釈した場合でも、規則以下について安易に含むことは否定すべきものである。

③ 第3号は、収集しようとする個人情報が、出版、報道等により公にされている場合については、何人でも当該個人情報を知り得る状態にあり、直接的に個人の権利利益を侵害するおそれもなく、逆に本人から収集した場合の事務の非効率性を考え、本人からの収集の原則の例外としたものである。

この場合の「出版」とは、図書、雑誌、機関紙、国及び地方公共団体が発行する官報、公報、広報、報告書等をいう。

「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ等により、ニュースその他の情報を不特定多数の者に知らせることをいう。

④ 第4号は、人の生命、身体又は財産を守る必要がある緊急時において、本人からの収集の原則を貫いた場合には、かえって人の生命、身体又は財産の保護に反する結果を招くことから、本人からの収集の原則の例外を認めたものである。

この場合の「人の生命、身体又は財産を保護するため」とは、火災、地震等の災害や紛争から、個人の生命、身体又は財産を保護することをいう。

「緊急かつやむを得ないと認めるとき」とは、本人から収集する余裕がなく、かつ、他に適当な収集の方法がないと判断できる場合をいう。

⑤ 第5号は、本人が所在不明（行方不明）、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠いている状態にある、乳幼児等であるという理由のため、現実的に本人から収集することが困難である場合における本人からの収集の原則の例外を認めたものである。ただし、「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」に限られるものであり、客観的な事実があるからといって無条件にこの例外を適用できるというものではない。

⑥ 第6号は、争訟、選考、指導、相談、交渉等を行う事務又は事業において、本人から直接収集したのでは、その目的を達成できない場合、当該事務又は事業の適正な執行に著しい障害が生ずる場合における本人からの収集の原則の例外を認めたものである。

考えられる具体例としては、争訟の場合には相手方の情報を主として裁判所を通じて収集すること、選考の場合には出身校等から収集すること、指導、相談の場合には保護者等から収集すること、交渉の場合には交渉の当事者以外から収集することが挙げられる。

⑦ 第7号は、各実施機関が、関連する事務又は事業を実施する際や、住民サービスの向上を図るために事務又は事業を展開する際には、事務又は事業の効率的な運営を図る上で他の実施機関から個人情報を収集することが必要な場合が存在すること等を考慮した規定である。この考え方においては、他の実施機関から収集する場合、既に当該他の実施機関による収集の段階で本人からの収集の原則について遵守されていることを前提としている。

⑧ 第8号は、収集の相手方が公の機関又はこれに準ずる機関である場合の規定であ

るが、この場合においても、「事務又は事業の性質上やむを得ないと認められるとき」でなければ収集してはならない旨を規定したものである。

この場合の「事務又は事業の性質上やむを得ないと認められるとき」とは、公の機関等から収集しなければ当該事務又は事業の目的が達成されず、他に適当な方法がないときをいう。

- ⑨ 第9号は、第1号から第8号までに該当しない場合で、実施機関が南三陸町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、「事務又は事業の性質及び内容、本人の権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、当該事務又は事業の目的を達成するため、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めるとき」に、例外として本人以外から収集できる旨を規定したものである。

- 3 第3項は、法令に定めがあるとき、又は実施機関が審査会の意見を聴いて事務若しくは事業の目的を達成するため特に必要があると認めたときを除いては、思想、信条又は宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項（下記囲みの部分参照。以下「センシティブ情報」という。）に関する個人情報を収集してはならない旨を規定したものである。

きび
センシティブ（機微）情報 J I S Q 1 5 0 0 1

次に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。ただし、これらの収集、利用又は提供について、明示的な情報主体の同意、法令に特別の規定がある場合、及び司法手続上必要不可欠である場合は、この限りではない。

- a) 思想、信条及び宗教に関する事項
- b) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- c) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- d) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- e) 保健医療及び性生活

(利用目的の明示)

第8条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、本町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

[趣旨等]

第8条は、実施機関が本人から直接に書面により個人情報を収集する場合には、原則として利用目的を明示しなければならない旨を規定したものである。

本人から直接に書面により収集した個人情報については、それ自体が行政文書となることが通常であると考えられ、以後、個人情報取扱事務に係る基礎資料等、重要な資料として恒常利用される可能性が高いと予測されることから、あらかじめ本人が、収集される情報が何に利用されるかを認識できるようにし、本人の予想しない目的に利用されるのではないかという疑念を取り除くことを趣旨としている。

なお、本条に違反して個人情報が収集されたときは、条例第32条の規定による利用停止請求の対象となる。

[解釈等]

- 1 本文「本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報

を収集する」とは、申請書等を窓口で受け付ける場合等のみでなく、本人から収集するのであれば、使送、郵送、代理も含まれることとなる。例えば、申請書等をファクシミリにより受け付ける場合等も、これに含まれる。

なお、意見・苦情等が本人側の意思で一方向的に送付された場合等は、あらかじめ利用目的を明示することができないことから、本条の適用はない。
「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」とは、その利用目的の内容が本人に認識されるような合理的かつ適切な方法により、利用された結果が想定できる程度に具体性のある内容を示すことをいう。

本人に認識される合理的かつ適正な方法としては、次のような例が考えられる。

- ・ 申請書や募集要項中においては、目立つように記載する。
- ・ インターネットを介して収集する場合は、確認画面に掲載する。
- ・ 窓口等での受付により収集する場合には、当該窓口への掲出、明示した書面の配布等

また、利用された結果が想定できる程度に具体性のある内容としては、次のような例が考えられる。

- ・ 事務名称から利用結果が具体的に想定できる場合には、事務名称等をもった利用目的の内容（例：〇〇補助金交付決定事務）
- ・ 事務名称だけでは利用結果が具体的に想定できない場合には、当該事務における最終的な利用形態（例：母子家庭に関する調査事務→母子家庭の状況調査の結果による母子家庭への支援制度の検討・調整）

この場合に注意する点としては、類似の事務が複数ある場合に、例えば「障害者に対する各種給付事務」として取りまとめた表示は可能と考えられるが、「障害者給付事務等」として「等」を不用意に用いることは、疑念を招く結果となることから、適当ではない。

- 2 第1号「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、例えば、災害時における避難所の収容者の情報（名簿）を人命救助のために緊急に収集する必要がある場合等が考えられる。
- 3 第2号「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」とは、例えば、身体・精神の疾患の治療・指導のために個人情報が必要とする場合に、その利用目的を本人に明示することにより、病名等を本人に推測され、その後の治療・指導、本人の疾患自体に支障・影響を及ぼすおそれがある場合等が考えられる。
- 4 第3号「利用目的を本人に明示することにより、本町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき」とは、例えば、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者・恋人等からの暴力）の情報収集に際し、本人にその利用目的を明示することにより、本町及び児童・婦人相談所等の関係機関の対応に支障を及ぼすおそれがある場合等が考えられる。
- 5 第4号「収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」とは、次のような場合が考えられる。
 - ① 表記された名称等から事務の内容が容易にわかる申請書等に記載された個人情報を当該事務にのみ利用する場合（例：海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載申請書）
 - ② 一般的に、本人が法定の事務と認識できる書面に記載された個人情報を当該事務にのみ利用する場合
 - ③ 相談カードに記載された個人情報を当該相談にのみ利用する場合なお、この場合に、一の個人情報について複数の利用目的があり、当該複数の利用目的のうち、その一部は明らかであるものの、他は明らかとはいえない場合は、ここでいう「利用目的が明らかである」とはならず、当該個人情報の利用目的の全部を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために、個人情報を実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、当該個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて、提供を受けるものの個人情報を利用する目的、本人の権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、当該個人情報を利用することに公益上特に必要があり、かつ、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

[趣旨等]

第9条は、実施機関が保有する個人情報について、当該個人情報の本来の利用目的以外の目的のために当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならないことを原則としつつ、公共の利益や本人の利益のための合理的な理由があると認めるときは、例外として、利用し、又は提供することができる旨を規定したものである。

なお、個人に関する情報であっても、特定の個人が識別できないものの利用及び提供については、本条の適用はない。

[解釈等]

- 1 第1項は、利用及び提供の制限の原則及び例外の具体について規定したものである。
 - ① 第1号「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭により本人が同意している場合、又は客観的事実から本人が同意していることが明らかである場合をいう。この場合に、本人が利用目的又は提供先を限定して同意したときは、その同意の範囲に限られる。
 - ② 第2号「法令に定めがあるとき」とは、個人情報の本来の利用の目的以外に、個人情報を利用又は提供することについて明文化されている場合のほか、法令の趣旨及び目的により目的外の利用又は提供ができる場合を含むものである。
 - ③ 第3号は、第7条第2項第3号と同様の趣旨である。
 - ④ 第4号は、第7条第2項第4号と同様の趣旨である。
 - ⑤ 第5号は、専ら統計の作成又は学術研究のために利用又は提供する場合は、公共性が高く、利用の目的も明確であること、及び通常個人識別性のない形で利用されるため個人の権利利益を侵害するおそれがない場合として、例外としたものである。
 - ⑥ 第6号は、個人情報を保有する実施機関内で利用する場合又は他の実施機関と相互に関連する事務又は事業を実施する場合等に個人情報の相互利用等を必要とする場合が想定されることから規定したものであるが、この場合においても、利用又は

提供を行うことに相当の理由があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが前提となる。

- ⑦ 第7号は、本来であれば、第1号に定める本人の同意を踏んだ取扱いが基本となるものであるものの、例えば、災害時における安否情報等の提供や公的・準公的扶助等に明らかに該当する場合の基礎データの提供等が想定できることから規定したものである。
- ⑧ 第8号は、第7条第2項第9号と同様の趣旨である。

2 第2項は、実施機関が、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合においては、当該個人情報が不当に利用等されることのないよう、その使用目的や使用方法に一定の制限を付し、又は漏えい、改ざん、滅失等がなされないよう必要な措置を講ずることを求める旨を規定したものである。

(電子計算機処理の制限)

第10条 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報について、電子計算機処理を行ってはならない。ただし、実施機関が審査会の意見を聴いて当該個人情報の電子計算機処理を行うことが事務又は事業の性質上やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

[趣旨等]

第10条は、第7条第3項に規定するセンシティブ情報については、原則として電子計算機処理をしてはならない旨を規定したものである。

[解釈等]

「事務又は事業の性質上やむを得ない」とは、センシティブ情報について電子計算機処理をしなければ、当該事務又は事業の目的が達成できず、他に適当な方法がないことをいう。

（オンライン結合による提供の制限）

- 第11条** 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。
- 2** 実施機関は、オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始し、又は提供の内容を変更しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、法令に定めがあるときは、この限りでない。

[趣旨等]

第11条は、実施機関は、本町以外のもの（実施機関以外のもの≠当該実施機関以外のもの）との間において、原則として通信回線による電子計算機の結合をしてはならない旨及び例外としてオンライン結合する場合の手續について規定したものである。

[解釈等]

「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合」とは、実施機関が管理する電子計算機と本町以外のものが管理する電子計算機とを、直接回線を用いて結合することをいう。

なお、この第11条に基づき、「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている」として、第2項による諮問等の手續を経た上で、平成20年から、町長において「宮城県後期高齢者医療広域連合へのオンライン結合による個人情報の提供」が行われている（この件に関しての答申においては、次の意見が「留意事項」として申し添えられている。）。

- ・ 提供する個人情報については正確かつ最新の状態のものとし、その内容を厳選すること。
- ・ 個人情報の提供に携わる職員については、特に限定し、その責任の所在を明確にしておくこと。
- ・ 電子計算機及びその端末については、物理的及び管理的な観点による保護等必要な措置を講じること。
- ・ 提供する個人情報の内容を変更しようとするときは、再度諮問すること。

(個人情報 の 適正管理)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を遂行するに当たっては、個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷等を防止すること。
- (3) 事務又は事業の執行上保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。

[趣旨等]

第12条は、そもそも本町が保有する個人情報が適正に管理されない限り、個人の権利利益が侵害されるおそれがあることから、実施機関に対し、個人情報の正確・最新性の確保及び不要となった個人情報の廃棄についての義務を規定したものである。

[解釈等]

- 1 本文「必要な措置」とは、個人情報の適正な管理のための具体的措置をいい、次のようなものが考えられる。
 - ・ 実施機関の職員に対する監督
 - ・ 関係規程等の整備
 - ・ 電子計算機処理に係る管理的、技術的、物理的な保護
 - ・ 施設、設備等の物理的な保護
 - ・ 職員の意識啓発のための研修の実施
- 2 第1号「正確かつ最新の状態」とは、個人情報の収集の時点と利用しようとする時点において正確であり、かつ、最新であることをいう。
- 3 第3号「保有する必要がなくなった個人情報」とは、保存期間のある行政文書に記録されている個人情報の場合は、その保存期間が終了したこと、保存期間が定められていないものについては、今後の事務又は事業の執行に必要としなくなったことをいう。

「歴史的資料として保存する必要があるもの」とは、後世に伝える価値を有する個人情報で、歴史的な資料として保存することが適当と認められるものをいう。

(事務の委託に伴う措置等)

- 第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。**
- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。**
- 3 前項の委託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。**

[趣旨等]

第13条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を委託する場合又は指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合における実施機関と受託者等が講ずべき措置及び受託者等の社員等の責務について規定したものである。

[解釈等]

- 1 第1項は、個人情報を取り扱う事務を委託する場合又は指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合は、実施機関は、個人情報の適正な管理に関する契約を締結する等、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない旨を規定したものである。
- 「個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき」とは、委託する事務に個人情報が含まれている全てのときをいい、例として、電子計算機処理、世論調査、通知書等の封入・封緘、名簿の作成・印刷、物品の配送等が考えられる。
- 「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、例えば、委託先を選定する際に個人情報保護の体制整備がなされているか必要な調査を行うこと、委託契約書上において必要な事項を明記し、受託者に個人情報の保護についての責務を課すこと等をいう。
- なお、指定管理者関連の措置としては、平成18年9月からの制度移行に伴い、本町と指定管理者の間における「基本協定」にて、個人情報取扱特記事項として、次の項目を掲げている。
- ・ 基本的事項
 - ・ 秘密の保持
 - ・ 収集、利用及び提供の制限
 - ・ 漏えい、き損、滅失等の防止
 - ・ 再委託の禁止
 - ・ 個人情報の返還、抹消の義務
 - ・ 従事者等への教育研修
 - ・ 事故発生時の報告義務
 - ・ 苦情の処理
 - ・ 個人情報保護に係る体制の整備等
 - ・ 実地調査
 - ・ 損害賠償義務
- 2 第2項は、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、第12条に規定する個人情報の適正管理のための必要な措置を講ずることについて、実施機関と同様の責務がある旨を規定したものである。
- 3 第3項は、上記委託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関して、実施機関の職員と同様の責務がある旨を規定したものである。

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

[趣旨等]

第14条は、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求する権利について明らかにし、請求する権利を有するものの範囲について規定したものである。

[解釈等]

1 第1項「何人」とは、南三陸町民に限らず、他市区町村の者、外国人をも含む全ての自然人をいう。国籍を問わないほか、日本に在住しているということも要件としない。

「自己を本人とする個人情報」とは、請求者自身がその情報の本人となっている場合の情報をいい、開示請求できるのは自己に関する情報に限られることとなる。このことから、配偶者や親族等が個人情報の本人となっている場合には、たとえ配偶者や親族等の情報であっても開示請求することはできないこととなる。

2 第2項は、本人請求の例外として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限っては、代理による開示請求を認めることとしたものである。したがって、このことから解釈すれば、任意の代理人による開示請求は認められない。

① 「未成年者」とは、民法第4条に規定する成年に該当しない者、すなわち年齢満20歳に達していない者をいう。

② 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。

③ 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の法定代理人は、第1次的には親権者（民法第818条）、第2次的には未成年後見人（民法第839条）、成年被後見人の法定代理人は成年後見人（民法第839条）となる。

④ 「本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる」とは、あくまで例外的規定であり、未成年者又は成年被後見人本人による請求を妨げるものではない。

⑤ 「本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない」とは、法定代理人による正規の手続を踏んだ請求であっても、その請求の内容によっては、本人の承諾なしに個人情報を開示することにより、本人の権利利益を侵害することも想定されることから、意思能力を有すると判断できる者に係る個人情報について、本人が反対の意思を表示したときは、開示請求をすることができない旨を表すものである。

なお、この場合の確認手続等については、別途要綱等により規定の上、対応する。

(死者を本人とする個人情報の開示請求権)

第15条 次の各号に掲げる者は、実施機関に対し、行政文書に記録されている死者を本人とする個人情報で当該各号に定める情報に該当するものに限り、開示を請求することができる。

- (1) 死者の相続人 当該死者から相続した財産に関する情報
- (2) 死亡当時未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報
- (3) 死者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子及び父母(以下、本項において「配偶者等」という。)並びに当該死者に配偶者等がない場合にあつては当該死者の2親等内の血族 次に掲げる情報
 - ア 当該死者の死に起因して相続以外の原因により当該配偶者等又は2親等内の血族が取得した権利又は負うこととなった義務に関する情報
 - イ アに掲げる情報に準じて当該配偶者等又は2親等内の血族と密接に関係があると認められる情報としてあらかじめ審査会の意見を聴いて実施機関が定める情報

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、当該未成年者又は成年被後見人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

[趣旨等]

第15条は、行政文書に記録されている死者に関する個人情報の開示を請求する権利について明らかにし、請求する権利を有するものの範囲について規定したものである。

これは、第一に死者は、自ら開示請求権等を行使して実施機関の保有する当該死者の個人情報に関与することができず、生存している個人に比べその保護に劣ること、第二に死者の個人情報の中には、相続した財産に関する情報、親権者の死者に関する情報又は相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報等、相続人等に帰属すべき個人情報となり得るものもあることから、死者を本人とする一定の情報について、開示請求ができることとしたものである。

[解釈等]

1 第1項第3号本文「死者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」とは、死者と法律上の婚姻関係にあった配偶者のほか、いわゆる内縁の関係にあった者を含む。この場合の内縁については、婚姻の意思をもって共同生活を行い、社会的には夫婦として認められているにもかかわらず、法に定める婚姻の届出をしていないために法律上の婚姻とはならない男女の関係をいう。

「子」には、当然、養子を含む。

「当該死者に配偶者等がない場合にあつては」とは、死者の配偶者、子及び父母がいない場合に限って、(2親等内の血族が)開示請求をすることができる旨を定めたものである。

「2親等内の血族」とは、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹となるが、これには自然血族のほか、血縁が擬制される法定血族(養親・養子)を含む。

なお、この第15条第1項第3号イに規定する「あらかじめ審査会の意見を聴いて実施機関が定める情報」として、町長において「町民税務課が保有している診療報酬明細書及び当該診療報酬明細書に添付された書類に記録されている情報・公立志津川病院が保有している診療録その他の医療行為に関する書類に記録されている情報・保健福祉課又は地域包括支援センターが保有している介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定に関する書類に記録されている情報」について定められ、南三陸町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(平成20年南三陸町規則第20号)により、南三陸町個人情報保護条例施行規則第3条に示されている。

2 第2項は、第14条第2項と同様の趣旨である。

(開示請求の手続)

第16条 第14条又は前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報の特定に必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人、その法定代理人又は前条の規定により開示請求をすることができる者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

[趣旨等]

第16条は、個人情報の開示請求をする際の具体的な手続について規定したものである。

個人情報の開示請求という行為は、開示請求権の行使であるとともに、個人情報の開示又は非開示の決定という行政処分を求める請求手続の意味も有していることから、請求に係る事実関係を明確にし、後日に不服申立て、訴訟等が生ずることを防止するため、請求は書面によらなければならないこととし、電話、口頭による請求は認めないこととするものである。

[解釈等]

1 第1項第2号「開示請求に係る個人情報の特定に必要な事項」とは、開示請求を受けた実施機関が合理的努力をすることにより、開示請求の対象となる事務又は事業の名称又は個人情報の具体的な内容等を確認することができる程度の内容をいう。

2 第2項は、個人情報の開示請求権が、本人、相続人等又はこれらの法定代理人に対してのみ与えられた権利であることから、開示請求者がその権利を有する者本人であるかどうかを確認するため、確認の手段について定めたものである。

なお、「実施機関が定めるもの」としている点については、別途要綱等により規定の上、対応するものであるが、その一例を挙げれば、運転免許証、旅券、健康保険等の被保険者証、船員手帳、身体障害者手帳、各種年金手帳、外国人登録証等が考えられる。

3 第3項は、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

「形式上の不備」とは、記載事項に漏れがある場合、記載が不鮮明な場合、記載事項が不十分でその内容からは個人情報が特定できない場合をいう。

「相当の期間」とは、開示請求者が補正するために必要な一般的な期間をいい、個々の場合によって判断すべきものである。

(個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令の定めるところにより、又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないとされている情報

(2) 開示請求に係る個人情報の本人(以下この条、次条第2項及び第22条第1項において「開示請求に係る本人」という。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員をいう。以下同じ。)、独立行政法人等の役員及び職員(国家公務員である者を除く。)、地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。))並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求に係る本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 本町の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税等の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 指導、評価、選考、判定、診断、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の

- 公正かつ円滑な遂行に支障が生ずるおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 本町、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 未成年者、成年被後見人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人による開示請求に係る個人情報であって、開示することにより、当該開示請求に係る本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (8) 第15条の規定による開示請求に係る個人情報であって、開示することにより、当該開示請求に係る本人である死者の名誉その他の正当な利益を害するおそれがあるもの

[趣旨等]

第17条は、開示請求があったときは、実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示とする情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないという制度の基本的な枠組みを定め、原則開示の趣旨について規定したものである。

しかしながら、この中で、開示請求の対象となる個人情報には、開示請求に係る本人以外の個人に関する情報、開示することにより開示請求に係る本人以外の個人及び法人の権利利益等を害する情報、開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報等があることから、これらの個人情報については、例外的に非開示とするものである。

なお、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合に、実施機関により非開示とする義務の明文化した規定はないものの、第19条において裁量的開示として非開示情報の例外開示を定めていることで反対解釈すれば、第19条の規定による場合以外については、非開示情報は開示してはならないこととなる。

第17条と公務員の守秘義務との関係

この条では、非開示として保護すべき情報の具体の範囲を定めているのに対して、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）では、公務員（職員）が職務上知り得た秘密を守るべきとする守秘義務を定めており、両者は、その趣旨及び目的が基本的に異なるものとなっていることから、非開示とする情報と守秘義務に照らす情報は一致しない。

近年、「ガラス張りの行政」が唱えられ、推奨されている現状下では、行政の情報化・情報公開の考え方が先行するものであるが、行政の事務執行には個人のプライバシーに係る各種の情報が必要とされ、このプライバシー保護の観点から第一として、各自治体において個人情報保護条例が制定されている。

なお、地方公務員法上の「秘密」の解釈については、「一般的に了知されていない事実であって、それを了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」との実例が示されている。

このことから、非開示情報に該当する個人情報が守秘義務の対象となるか否かについては、個別具体的に判断することとなる。

[解釈等]

- 1 第1号は、法令又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、本人に対しても開示することができないとされている情報については、非開示とする旨を定めたものである。

「実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示」とは、法定受託事務の処理基準等が考えられる。

なお、本号に該当すると考えられるものとしては、南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年南三陸町条例第14号）第16条に閲覧の禁止として規定する「印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類」がある。

- 2 第2号は、個人のプライバシーを保護するため、開示請求に係る本人以外の個人が識別されうる情報については、原則非開示とする旨を定めたものである。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とこととしたのは、法人等に関する情報と同等に取り扱うべきものであり、第3号において別途判断すべきものと考えることから、本号での対象外としたものである。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業に関しない個人情報である場合には、本号により判断することとなる。

「特定の個人を識別することができるもの」とは、住所・氏名のように特定の個人が明らかとなるもののほか、識別される可能性があるものを含む。

「開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求に係る本人以外の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、顛末書、反省文等のような個人の人格と密接に関わる情報等、個人の識別性がある部分を除いたとしても、開示することにより開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

ウ「職務遂行の内容に係る部分」とは、事務又は事業の実施に当たっての公務員としての職務遂行に係る情報を指すものであり、勤務態度、勤務成績、処分歴等の職員としての身分の取扱いに係る情報等は該当せず、もちろん、公務員の私的生活に関する情報についても一切該当しないこととなる。

なお、本号に該当すると考えられるものとしては、第三者について記載された各種相談記録、第三者からなされた通報・苦情の記録、第三者から請求のあった住民票の交付申請書等が考えられる。

- 3 第3号は、法人等又は開示請求に係る本人以外の事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し、保護する観点から、開示することによりこれらのものの正当な利益を害するおそれがある情報については、非開示とする旨を定めたものである。

また、法人等又は開示請求に係る本人以外の事業を営む個人が実施機関の要請により開示しないとの条件で任意に情報を提供した場合に、当該情報が公開されることはないであろうという信頼及び期待は保護すべきものに値することから、非開示情報として明文化したものである。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業の内容、事業所、事業用資産等、事業活動に関する一切の情報をいう。

「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された」とは、実施機関側事務又は事業に必要な情報として要請し、開示しないとの条件で提供された場合をいい、法人等側からの提案等として資料を実施機関に持ち込んだような場合における非開示とされたい旨の約束までは保護の対象とはしない。

- 4 第4号は、開示することにより、人の生命、身体等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査等、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報については、非開示とする旨を定めたものである。

なお、本号に該当すると考えられるものとしては、犯罪捜査に係る照会及び回答等、次のような情報が考えられる。

- ・ 開示することにより、犯罪の被害者、被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体若しくは財産に危害が加えられ、又は平穏な生活が脅かされることとなるおそれがある情報
- ・ 開示することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報

- 5 第5号は、本町の機関等における内部的な審議、検討又は協議が適正に行われ、町民の生活等へ支障を及ぼさないこととするための観点から定めたものである。

「本町の機関」とは、地方自治法第7章上の執行機関、議決機関（議会）、附属機関（審議会等）及び補助機関（職員）をいう。

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、外部からの干渉、圧力等により本町の機関等における自由に率直な意見の交換が不当に妨げられる、或いは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。

「不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未確定な情報が確定した情報として誤解され、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。

「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、検討等の段階にある未だ一般に知られていない情報を先行して利用することにより、不当に利益をあげる者が出るおそれ等をいう。

なお、本号に該当すると考えられるものとしては、表彰候補者推薦関係事項等が考えられる。

- 6 第6号は、開示することにより、本町の機関等が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非開示とする旨を定めたものである。

「当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、当該事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較考量した場合に、開示することの利益を考慮してもなお当該事務又は事業の適正な執行に及ぼす支障が看過し得ない程度のもをいう。

ウ「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生ずるおそれ」としては、当該個人情報について開示すると、本人に悪影響を及ぼす場合、記録作成者と本人との信頼関係を損なう場合、記録作成者が正確な情報を記録できなくなる場合、指導等が事実上困難になる場合等が考えられる。

なお、本号に該当すると考えられるものとしては、争訟事案に関する処理方針、準備書面の内容、公共用地等の買収計画に関する処理方針、金額等、生活保護事務のケース記録等が考えられる。

- 7 第7号は、未成年者、成年被後見人又はその法定代理人が行った開示請求に係る個人情報について、開示することにより、当該個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがある情報については、非開示とする旨を定めたものである。

開示請求者が未成年者又は成年被後見人である場合、本人が想定し得ない内容の個人情報が開示され、結果として当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるという観点等から定めたものであり、「当該開示請求に係る本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれ」とは、当該個人情報の性質、開示に至る経過等から客観的に判断して未成年者又は成年被後見人本人と法定代理人の利益が相反するおそれのほか、開示することにより当該未成年者又は成年被後見人の生命、健康等を害するおそれを含むものである。

なお、この場合の「おそれの有無」については、実施機関が判断することとなるが、運用の面において非開示とする情報の範囲が無用に拡大することのないよう、判断には客観性が求められることとなる。

また、本号に該当すると考えられるものとしては、法定代理人から虐待を受けている未成年者に関する相談・指導記録、身体情報等が考えられる。

- 8 第8号は、第15条の規定により相続人等が行った開示請求に係る死者の個人情報について、開示することにより、当該個人情報の本人である死者の権利利益を害するおそれがある情報については、非開示とする旨を定めたものである。これは、第15条は、死者の権利保護の観点から相続人等に死者を本人とする個人情報の開示請求権を認めたものであり、開示することにより死者の名誉その他の正当な利益を侵害するおそれのある情報は、当然に非開示とするものである。

(個人情報の一部開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報（開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求に係る本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

[趣旨等]

第18条は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合に、非開示情報となる部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除いても開示請求の趣旨自体が損なわれることがない場合は、当該個人情報の全部を非開示とするのではなく、非開示情報となる部分を除いては開示しなければならない旨について規定したものである。

また、個人識別性のある部分を除くことにより、当該個人の権利利益を害することがないと認められる個人情報については、当該部分を除いた部分は非開示とする必要性に乏しいことから、この場合には、個人識別性のある部分を除いた部分については個人情報としては扱わない旨を規定したものである。

[解釈等]

1 第1項は、上記趣旨等前段について定めたものである。

① 「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ」とは、開示請求に係る個人情報において非開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを区分することが容易であり、かつ、非開示情報に該当する部分を除くことが技術的、労力的、経費的にみて容易である場合をいう。

② 「開示請求の趣旨が損なわれることがない」とは、部分的な開示であっても、その趣旨を満たすことができる程度をいう。例えば、開示された行政文書に、自己の氏名が記録されているというだけであっても、請求者にとっては意味をもつものである場合もあることから、開示請求自体の趣旨を十分に把握し、判断する必要がある。

2 第2項は、上記趣旨等後段について定めたものである。

① 「開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求に係る本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の個人識別性のある部分を除くことにより、それ以外の部分を開示しても開示請求に係る本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。この場合に、氏名、住所等を除いたとしても、それ以外の部分と他の情報を組み合わせることにより、特定の個人を識別できることとなる場合には、これらの部分についても非開示となる点については注意を要する。

② 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人情報のうち個人識別性のある部分を除くことにより、開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人識別性のある部分を除いた部分は、第1項の規定を適用する上では非開示情報が記載されている部分以外の部分として取り扱うということであり、この中で、「みなして」という表現を用いているのは、理論的には個人に関する情報を個人に関する情報として取り扱わないこととしているためである。

第1項が、開示情報と非開示情報を区分する一般的な部分開示であるのに対し、第2項は、開示請求者以外の個人情報について特別の部分開示としている。個人識別性のある記述等の部分を除いて開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがある場合には、第17条第2号の「開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、非開示情報となる。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（第17条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、非開示とすることで保護すべき権利又は利益を考慮してもなお個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

[趣旨等]

第19条は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が記録されている場合であっても、個々の事例における特殊な事情により、非開示とすることで保護すべき権利又は利益を考慮してもなお個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関の高度な判断により開示することができる旨について規定したものである。

なお、法令により秘とする情報（第17条第1号）については、法令によって開示が禁止されている情報であることから、この条例による開示の余地はなく、裁量的開示の対象から除外する。

[解釈等]

「非開示とすることで保護すべき権利又は利益を考慮してもなお個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、第三者に関する個人情報等の非開示情報に該当する情報であっても、個々の事例における特殊な事情を考慮し、実施機関において、個人の権利利益の保護が、非開示とする利益に優越し、特に開示する必要があると認めるときをいう。

なお、第三者に関する情報が含まれている個人情報について、この規定により開示しようとする場合には、開示決定前に、第22条第2項第2号の規定により当該第三者の意見を聴かなければならないこととなる。

（個人情報に関する情報）

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

[趣旨等]

第20条は、本来、開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにした上で開示決定等を行うことが原則となるが、本条は、その例外として、個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができることについて規定したものである。

[解釈等]

「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしただけで、非開示として保護されるべき権利利益が害されることとなる場合をいう。

なお、本条による開示請求の拒否は、第21条第2項による開示をしない旨の決定を行うこととなり、この決定は行政処分に当たるものであることから、确实かつ十分な拒否理由が求められる。

また、本号に該当すると考えられるものとしては、犯罪捜査関連の照会に関する情報等が考えられる。

(開示請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報が存在しないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を第1項又は前項の書面に記載しなければならない。

4 第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。

[趣旨等]

第21条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにし、存否応答を拒否する場合及び個人情報の不存在を理由として請求を拒否する場合についても明確に処分として位置付けたほか、開示請求に対する実施機関の原則的な応答期限を定めるとともに、その期限までに開示決定等ができない正当な理由があるときには応答の期間を延長することができることについて規定したものである。

[解釈等]

1 第1項は、全部開示・一部開示とする旨の決定及びその決定の旨の通知義務について定めたものである。

2 第2項は、非開示決定・存否を明らかにしない決定・不存在の決定及びその決定の旨の通知義務について定めたものである。

「開示をしない旨の決定」を行う場合としては、次の場合が考えられる。

- ・ 開示請求に係る個人情報に第17条各号に規定する非開示情報が含まれているために開示しない場合
- ・ 第20条の規定による存否応答拒否を行う場合
- ・ 対象となる個人情報が存在しない場合

3 第3項は、開示請求に係る個人情報について一部開示又は非開示の決定をする場合において、請求者に対し当該決定とした理由を明らかにするとともに、一定期間の経過により非開示情報でなくなることが明らかであるときは、その旨を併せて通知する義務について定めたものである。

4 第4項は、開示決定等は、原則として開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない旨を定めたものである。

「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」とは、総合的な事務を所管する窓口（例：本庁総務課）において要件を満たした開示請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内という意味であり、この期間の末日が町の休日に当たると

きは、その直後の休日でない日となる。

- 5 第5項は、第4項の決定期間の原則の例外について定めたものである。
- なお、「やむを得ない理由」とは、次のような場合に限られるべきものであり、単に実施機関及びその担当者の他の職務等との調整のためというような理由は当然に含まれない。
- ・ 開示請求に係る個人情報の種類や数が著しく多いこと、又はその内容が複雑であり、短期間に個人情報の検索、特定及び開示決定等を行うことが真に困難な場合
 - ・ 開示請求に係る個人情報に第三者等の情報が含まれており、当該第三者等の意見を聴く必要があることから、短期間に開示決定等を行うことが困難である場合
 - ・ 災害の発生等のため、短期間に開示決定等を行うことが困難である場合
 - ・ 年末年始等、町の休日等が連続し、14日以内に開示決定等を行うことが困難である場合
- また、開示決定等の期間の延長の決定は、前項の規定による本来の14日以内の期間に行わなければならない点について、特に注意を要する。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示請求に係る個人情報に本町並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求に係る本人以外の者(以下この条、第37条及び第38条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第17条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、第1項又は前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

[趣旨等]

第22条は、開示請求に係る個人情報に本町並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求に係る本人以外の者である第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者の権利利益を保護するため、開示・非開示についての意見書を提出する機会を付与することについて規定したものである。

[解釈等]

1 第1項は、開示請求に係る個人情報に本町並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求に係る本人以外の者である第三者に関する情報が含まれている場合に、当該第三者に対し意見書を提出する機会を付与することによって、開示決定等の判断に慎重かつ公正を期することとする趣旨である。ただし、実施機関に対してその機会の付与を義務付けるものではなく、提出された意見書についても実施機関において開示・非開示の判断をする上での参考資料に止まるものであり、意見書によって判断を拘束されるものではない。

2 第2項は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、非開示情報の例外的なものである第17条第2号イ(人の生命等を保護するため開示が必要)若しくは同条第3号ただし書(法人等の情報で人の生命等を保護するため開示が必要)又は第19条(裁量的開示)の規定により開示しようとするときは、第三者の権利利益を保護するための適正さを確保する観点から、当該第三者に意見書を提出する機会を付与することを、実施機関に義務付けたものである。

なお、この場合の意見書についても、実施機関の判断を拘束するものではない。

3 第3項は、第1項又は前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が反対である旨の意見書を提出した場合において実施機関が開示する旨の決定をするときに、当該第三者による争訟の機会を確保するための規定である。

(開示の実施)

- 第23条 個人情報の開示は、当該個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。**
- 2 前項の閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該行政文書の写しによりこれを行うことができる。**
- 3 開示決定を受けた者は、第21条第1項の規定による通知があつた日の翌日から起算して90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。**
- 4 第16条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定により個人情報の開示を受けようとする者について準用する。**

[趣旨等]

第23条は、個人情報の開示の実施方法について規定したものである。

[解釈等]

- 1 第1項は、開示の個別具体的方法について定めたものである。
「閲覧」とは、文書又は図画については原本又はその写しを閲覧に供し、電磁的記録については専用機器の画面に表示する等の方法により閲覧に供することをいう。
「写しの交付」とは、文書、図画又は電磁的記録を紙その他の媒体に複写した物を交付することをいう。
- 2 第2項は、そもそも、開示は行政文書等の原本を閲覧等に供することを原則とするものであるが、原本そのものの閲覧には支障がある場合に、例外としてその写しを閲覧等に供することができることを定めたものである。
「当該個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるとき」とは、行政文書の状態等からみて、行政文書が損傷し、若しくは汚損するおそれがあると真に認められるときをいう。
「その他合理的な理由があるとき」とは、開示請求に係る個人情報中に非開示情報が記録されており、開示できる部分と開示できない部分を区分するための措置として必要とするとき、常用の行政文書についてその原本を開示したのでは日常の業務に支障が生ずるとき等をいう。
- 3 第3項は、開示決定後において開示を受けられる期間について定めたものである。
これは、個人情報の開示は、以後の訂正請求等にもつながることから、開示決定後にいつまでも開示を認めることは、訂正請求の期間にも直接に影響を与えることから、以後の事務手続等を考慮して定めたものである。
「ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるとき」とは、例えば、開示請求者が病気等やむを得ない状況にあるとき等をいう。
- 4 第4項は、開示する個人情報が、開示請求者以外の者に開示されることを防ぐため、開示請求を行う際と同様に、開示を受けようとする者が本人又は法定代理人であることを実際の開示の際にも確認することを定めたものである。

（開示請求等の特例）

第24条 実施機関が別に定める個人情報、第16条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、当該実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

[趣旨等]

第24条は、実施機関が別に定めた個人情報（開示請求）については、開示請求者の負担の軽減等を図るため、開示請求書としての書面の提出によらず口頭その他の方法により行うことができることについて規定したものである。

[解釈等]

口頭その他の方法により開示請求ができるとする個人情報については、その内容が定型的で、あらかじめ開示するかどうかの判断を一律に行うことが可能で、大量の開示請求が見込まれるもの等をいう。

なお、この第24条第1項に規定する「実施機関が別に定める情報」として、町長において「町職員採用試験受験者本人の試験結果」について定められ、その開示の要領に関し「南三陸町職員採用試験結果の開示に関する要領（平成20年南三陸町訓令第38号）」が制定、公表されている。

(法令による開示の実施との調整)

- 第25条** 実施機関は、法令（南三陸町情報公開条例（平成17年南三陸町条例第12号）を除く。以下この条、第27条及び第32条において同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報第23条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2** 法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第23条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

[趣旨等]

第25条は、本条例による個人情報の開示制度と、他の法令による閲覧等の制度との調整を図ることについて規定したものである。

[解釈等]

- 1 第1項は、法令に、本条例に定める方法と同一の方法によって文書の閲覧・写しの交付等の制度が規定されているときは、本条例を適用しない旨を定めたものである。この取扱いが適用となる要件としては、次の事項が挙げられる。
- ・ 法律、政令、省令又は条例の規定による開示であること。
 - ・ 本条例に定める開示の方法と同一の方法によって開示されるものであること。
 - ・ 当該法令に、一定の場合には開示をしない旨の定めがないこと。
 - ・ 当該法令に開示の期間が定められている場合には、当該期間内にあること。
- したがって、法令で定める開示期間以外の場合、開示方法が閲覧のみの場合等は、本条例により個人情報の開示を行うこととなる。
- なお、閲覧等の定めがある法令としては、次のようなものとなる。
- ・ 閲覧
 - 住民基本台帳法第11条の2第1項による住民基本台帳の閲覧
 - 公職選挙法第23条第1項による選挙人名簿登録者の縦覧
 - ” 第28条の2による選挙人名簿抄本の閲覧
 - 地方税法第382条の2による固定資産課税台帳の閲覧
 - ・ 写しの交付
 - 住民基本台帳法第12条第1項による住民票の写しの交付
 - 戸籍法第10条第1項による戸籍謄本、抄本等の交付
- また、「法令」から当町の情報公開条例を除外したのは、自己の個人情報については情報公開条例による開示請求も考えられるものの、結果的にこの規定に含むことによって個人情報保護条例での開示請求ができないということにならないよう対処したものである。
- この他、「当該法令の規定に一定の場合には開示をしない定めがあるとき」とは、例えば、「正当な理由」があれば開示を拒否できるという定め（河川法第12条第4項：河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。）があるような場合であるが、この場合には、本条例の適用自体についても検討を要することとなる。
- 2 第2項は、法令における開示の方法が「縦覧」である場合には、その「縦覧」について「閲覧」とみなし、前項の規定（同一の方法となる「閲覧」による開示は行わない）を適用する旨を定めたものである。

(手数料等)

第26条 個人情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 第23条第1項に規定する写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

[趣旨等]

第26条は、本条例による個人情報の開示そのものについては手数料は徴さないものであり、第23条第1項に規定する行政文書の写しの交付をはじめとした物品の供与に係る費用については、当該供与に係る費用について開示請求者の負担とすることについて規定したものである。

[解釈等]

「当該供与に要する費用」とは、コピー代、カセットテープ等の媒体の購入経費等をいう。

(訂正請求権)

第27条 自己を本人とする個人情報(第15条の規定による開示請求に係る開示を受けた場合にあつては、死者を本人とする個人情報。第32条において同じ。)の開示(法令の規定による開示を含む。以下この条及び第32条において同じ。)を受けた者は、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

[趣旨等]

第27条は、個人情報の訂正を請求する権利について明らかにし、請求する権利を有する者の範囲について規定したものである。

[解釈等]

1 第1項「自己を本人とする個人情報の開示を受けた者」とは、第14条又は第15条の規定により開示請求を行い、個人情報の開示(部分開示を含む。)決定を受けた者及び第25条に規定する法令の規定により自己の個人情報の開示を受けた者をいう。

したがって、非開示の決定を受けた個人情報及び法令の規定により開示を受けた自己以外の者の個人情報については、訂正請求をすることはできないこととなる。

「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴等、客観的に判断できる事項を指す。

したがって、評価、診断等、主観的に判断される事項については、訂正請求をすることはできないこととなる。

なお、「個人情報に事実の誤りがあると認めるとき」であっても、次に掲げるように実施機関に作成等の権限がないような場合には、実施機関には当該個人情報についての訂正権限はないということになることから、訂正の請求は受け付けることができないこととなる。

・ 法令の規定により、訂正することが明らかに禁止されている場合又は法令の趣旨からして訂正することができないと解釈できる場合

・ 他の市区町村長が発行した証明書等又は医師が作成した診断書等のように、実施機関以外の第三者が作成したものである場合

この他、「訂正(追加及び削除を含む)」とは、単に記載内容の誤りを正しい内容に変更するだけでなく、内容が不備である場合の追加及び事実と合致していない内容を削除することを含むものである。

2 第2項は、訂正請求においても、本人又は第15条第1項各号に掲げる者が未成年者又は成年被後見人である場合、その法定代理人は本人に代わって訂正請求することができることを定めたものである。

なお、この場合においても、未成年者又は成年被後見人が反対の意思を表示した場合は、訂正請求を拒否することとなる。

3 第3項は、訂正請求ができる期間について定めたものである。

訂正請求は、実際に個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならないこととなり、90日を経過してしまった場合は、再度開示請求を行い、開示決定に基づいた開示を受け、訂正請求を行うこととなる。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、その訂正の内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

[趣旨等]

第28条は、個人情報の訂正請求をする際の具体的な手続について規定したものである。

[解釈等]

1 第1項は、訂正請求が訂正決定という行政処分を求める申請手続であるため、事実関係を明確にしておく必要があることから、請求は書面によらなければならないこととし、電話、口頭による請求は認めないこととするものである。

第2号「訂正を求める箇所」とは、訂正に係る個人情報を記録している行政文書や磁気テープ等における訂正に係る箇所をいい、「訂正の内容」とは、訂正を求める箇所について具体的にどのように訂正するか明示する内容をいう。

2 第2項は、訂正請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類又は証明を求める内容が確かであるということが推測可能な資料等の提出、又は提示をしなければならない旨を定めたものである。

したがって、訂正請求書のみ提出で資料等の提出がない場合には、請求に必要な要件を満たしていないものとし、当該請求により求められた訂正決定等が拒否されることとなる。

3 第3項は、訂正請求においても、開示請求の場合と同様に本人確認を行う必要があることから、訂正請求者がその権利を有する者本人であるかどうかを確認するため、関係規定の準用について定めたものである。

4 第4項は、訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

「形式上の不備」とは、記載事項に漏れがある場合、記載が不鮮明な場合、記載事項が不十分でその内容からは個人情報特定できない場合をいう。

「相当の期間」とは、訂正請求者が補正するために必要な一般的な期間をいい、個々の場合によって判断すべきものである。

(個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

[趣旨等]

第29条は、訂正請求があった場合の実施機関の訂正義務について定めたものである。なお、訂正等の効果が及ぶのは、訂正請求のあった個人情報自体であり、訂正等の前に誤った個人情報に基づいた行政処分等がなされていたとしても、当該処分の効力に直接影響を及ぼすものではない。

[解釈等]

「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、調査の結果、訂正請求の対象となった個人情報に請求内容どおりの事実の誤りがあることを確認した場合をいう。

なお、調査の結果判明した事実が、現に個人情報として記録されている内容とも訂正請求の内容とも異なっている場合には、当該訂正請求自体は拒否することとなるが、必要な場合には、別途職権により訂正等を行わなければならないこととなる。

「当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」とは、例えば、過去の一の時点の事実を記録することが利用目的であれば、その後の事情の変更で現時点での事実と当該記録が異なっているとしても当該過去の一の時点において事実の誤りがなければ、これを訂正する必要はないということである。

（訂正請求に対する決定等）

第30条 実施機関は、訂正請求書が提出されたときは、当該訂正請求書が提出された日の翌日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、速やかに、当該個人情報を訂正した上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 第21条第5項の規定は、前2項の決定（以下「訂正決定等」という。）について準用する。

[趣旨等]

第30条は、訂正請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態について規定したものである。

なお、本条に基づく決定は、当然に行政処分であり、行政不服審査法による不服申立て、行政事件訴訟法の抗告訴訟の対象となる。

[解釈等]

1 第1項は、訂正請求に対する実施機関の決定及びその原則的な期限について定めたものである。

「訂正請求書が提出された日の翌日から起算して30日以内」とは、総合的な事務を所管する窓口（例：本庁総務課）において要件を満たした訂正請求書を受け付けた日の翌日から起算して30日以内という意味であり、この期間の末日が町の休日に当たるときは、その直後の休日でない日となる。

2 第2項は、実施機関は、訂正請求に基づき個人情報を訂正することとした場合は、速やかに個人情報を訂正し、その旨を書面により訂正請求者に通知しなければならない旨を定めたものである。

3 第3項は、実施機関は、訂正請求のあった個人情報の事項について、その全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、その旨を書面により訂正請求者に通知しなければならない旨を定めたものである。

なお、訂正しないことと決定した場合には、南三陸町行政手続条例（平成17年南三陸町条例第13号）第8条（理由の提示）の規定により、非訂正とする理由を明示しなければならないこととなり、この場合の理由は、単に「調査の結果、誤りが認められない」といった程度のものでは不十分であり、訂正請求者に非訂正とした理由が具体的に理解できるようなものとする必要がある。

4 第4項は、訂正決定等の期間の延長についての規定であり、開示請求に対する決定期間の延長に係る規定を準用することを定めたものである。

(個人情報の提供先への通知)

第31条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該訂正に係る個人情報を提供したものに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

[趣旨等]

第31条は、個人情報の訂正を実施した場合に、必要に応じ当該個人情報の提供先に対しても訂正を実施した旨の通知を行うことについて規定したものである。

これは、実施機関で保有している個人情報を訂正しただけでは、既に実施機関により提供をしている提供先の個人情報は訂正される訳ではないことから、提供先においてもなお、訂正前の個人情報が利用され続ける事態を防ぐ趣旨から規定したものである。

また、個人情報の訂正を実施した場合、当該個人情報の元となった個人情報の提供元への通知の必要性も考えられるが、その提供元への通知自体が提供の制限の規定に抵触することもあり得ることから、提供元への通知については、特段の規定は設けていない。

[解釈等]

「必要があると認めるときは」とは、提供先において現に当該個人情報を利用している場合や、現在は当該個人情報を利用していないものの、過去に当該個人情報を利用して本人に不利益な決定を行っている場合等をいう。

(利用停止請求権)

第32条 自己を本人とする個人情報の開示を受けた者は、当該個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条、第8条若しくは第11条の規定に違反して収集されたとき、第12条第3号の規定に違反して保有されているとき、又は第9条第1項若しくは第10条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項又は第11条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、前項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内になければならない。

[趣旨等]

第32条は、個人情報の利用の停止を請求する権利について明らかにし、請求する権利を有する者の範囲について規定したものである。

[解釈等]

1 第1項「自己を本人とする個人情報の開示を受けた者」とは、第14条又は第15条の規定により開示請求を行い、個人情報の開示（部分開示を含む。）決定を受けた者及び第25条に規定する法令の規定により自己の個人情報の開示を受けた者をいう。したがって、非開示の決定を受けた個人情報及び法令の規定により開示を受けた自己以外の者の個人情報については、訂正請求をすることはできないこととなる。

① 第1号「第7条、第8条若しくは第11条の規定に違反して収集されたとき」とは、次に掲げる例のように、収集の制限、利用目的の明示義務、オンライン結合の制限に違反して個人情報^が収集された場合をいう。

- ・ 個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を越えて収集した場合
- ・ 第7条第2項ただし書によらず、本人以外から個人情報を収集した場合
- ・ センシティブ情報を、法令の定めなく、又は審査会の意見を聴かずに収集した場合

・ 利用目的の明示が必要であるにもかかわらず、それをなさずに収集した場合
「第12条第3号の規定に違反して保有されているとき」とは、当該個人情報の利用目的からして、既に保有する必要のない個人情報が保有されている場合をいう。

「第9条第1項又は第10条の規定に違反して利用されているとき」とは、次に掲げる例のように、個人情報の目的外利用の制限や電子計算機処理の制限に違反して利用されている場合をいう。

- ・ 個人情報を、当初の利用目的以外の目的のため、実施機関内の他の所属で利用している場合
- ・ センシティブ情報を、審査会の意見を聴かずに電子計算機処理している場合
「利用の停止」とは、利用停止請求に係る個人情報の利用を止めることをいう。

なお、個人情報の目的外利用について利用停止請求がなされた場合には、当該目的外利用のみが利用停止の対象となるものであり、当該個人情報の目的内の利用については、当然に利用停止の対象とはならない。

「消去」とは、利用停止請求に係る個人情報が電磁的記録である場合には当該部分の記録の消去を、書面である場合には該当部分を黒く塗りつぶすこと、又は当該部分を分離して廃棄することをいう。

- ② 第2号「第9条第1項又は第11条の規定に違反して提供されているとき」とは、次に掲げる例のように、個人情報の目的外提供制限や電子計算機結合制限に違反して実施機関等や本町以外のものに提供されている場合いう。
- ・ 個人情報を、当初の利用目的以外の目的のため、実施機関以外の者に提供している場合
 - ・ 法令の定め又は審査会の意見を聴かずに、本町以外の第三者に対し、通信回線で接続している当該第三者の電子計算機を通じて個人情報を提供した場合
- 「提供の停止」とは、実施機関以外の者への提供を以後行わないことであり、既に提供してしまった個人情報の回収までは含まない。
- 2 第2項は、利用停止請求においても、本人又は第15条第1項各号に掲げる者が未成年者又は成年被後見人である場合、その法定代理人は本人に代わって訂正請求することができることを定めたものである。
- なお、この場合においても、未成年者又は成年被後見人が反対の意思を表示した場合は、訂正請求を拒否することとなる。
- 3 第3項は、利用停止請求ができる期間について定めたものである。
- 利用停止請求は、実際に個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならないこととなり、90日を経過してしまった場合は、再度開示請求を行い、開示決定に基づいた開示を受け、利用停止請求を行うこととなる。

(利用停止請求の手続)

第33条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

[趣旨等]

第33条は、個人情報の利用停止請求をする際の具体的な手続について規定したものである。

[解釈等]

1 第1項は、利用停止請求が利用停止決定という行政処分を求める申請手続であるため、事実関係を明確にしておく必要があることから、請求は書面によらなければならないこととし、電話、口頭による請求は認めないこととするものである。

第3号「利用停止請求の内容及び理由」とは、利用停止を求める個人情報について、具体的にどのような措置を求めるのか、利用の停止なのか消去なのか、或いは提供の停止なのか、これらの複数の措置を同時に求めるのかといった内容及び利用停止に係る個人情報、具体的に第32条第1項各号のどの規定に違反すると考えているのか等である。

2 第2項は、利用停止請求においても、開示請求の場合と同様に本人確認を行う必要があることから、利用停止請求者がその権利を有する者であるかどうかを確認するため、関係規定の準用について定めたものである。

3 第3項は、利用停止請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

「形式上の不備」とは、記載事項に漏れがある場合、記載が不鮮明な場合、記載事項が不十分でその内容からは個人情報特定できない場合をいう。

「相当の期間」とは、訂正請求者が補正するために必要な一般的な期間をいい、個々の場合によって判断すべきものである。

(個人情報利用停止義務)

第34条 実施機関は、利用停止請求があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

[趣旨等]

第34条は、利用停止請求があった場合の実施機関の利用停止義務について規定したものである。

なお、利用停止等の効果が及ぶのは、利用停止請求のあった個人情報自体であり、利用停止等の前に当該個人情報を利用して行政処分等がなされていたとしても、当該処分の効力に直接影響を及ぼすものではない。

[解釈等]

「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、調査の結果、第32条第1項各号に規定されている違反が認められた場合をいう。

「当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度」とは、例えば、利用停止請求者が当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止及び消去を求めた場合であっても、実施機関において当該個人情報の利用停止を行うだけで適正な取扱いが確保されるときには、消去までは行う必要がないということである。

「当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」とは、利用停止請求権が個人情報の適正な取扱いを確保するために不可欠な制度として設けられたことを踏まえ、これを制限することによる個人の権利利益を考慮してもなお当該個人情報を利用停止しないことの利益が上回るような公益性が認められる場合をいう。

（利用停止請求に対する決定等）

第35条 実施機関は、利用停止請求書が提出されたときは、当該利用停止請求書が提出された日の翌日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の利用停止をした上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 第21条第5項の規定は、前2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）について準用する。

[趣旨等]

第35条は、利用停止請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態について規定したものである。

なお、本条に基づく決定は、当然に行政処分であり、行政不服審査法による不服申立て、行政事件訴訟法の抗告対象となる。

[解釈等]

1 第1項は、利用停止請求に対する実施機関の決定及びその原則的な期限について定めたものである。

「利用停止請求書が提出された日の翌日から起算して30日以内」とは、総合的な事務を所管する窓口（例：本庁総務課）において要件を満たした利用停止請求書を受け付けた日の翌日から起算して30日以内という意味であり、この期間の末日が町の休日に当たるときは、その直後の休日でない日となる。

2 第2項は、実施機関は、利用停止請求に基づき個人情報を利用停止等することとした場合は、速やかに個人情報の利用停止等について実施し、その旨を書面により利用停止請求者に対し通知しなければならない旨を定めたものである。

3 第3項は、実施機関は、利用停止請求のあった個人情報について、その全部又は一部の利用停止等をしない旨の決定をしたときは、その旨を書面により通知しなければならない旨を定めたものである。

なお、利用停止等しないことと決定した場合には、南三陸町行政手続条例第8条の規定により、利用停止を認めないとする理由を明示しなければならない。

4 第4項は、利用停止等の決定の期間の延長についての規定であり、開示請求に対する決定期間の延長に係る規定を準用することを定めたものである。

(審査会への諮問等)

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。

[趣旨等]

第36条は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開示請求等」という。)について、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合、実施機関は、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定(当該実施機関が処分庁の場合)又は裁決(当該実施機関が審査庁の場合)を行わなければならないことについて規定したものである。

これは、不服申立てに対する決定等に関し、審査会の審議を経ることにより、審査の公平性等を確保することを目的とするものである。

なお、開示請求等に係る個人情報に特定できないことを理由に開示請求等を却下した場合における当該却下処分に対する不服申立てについても、個人情報の特定が十分に行われたかどうかについて争われることも考えられることから、審査会への諮問事項であると解すべきものである。

また、この「審査会」に係る諸事項については、別に制定の「南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年南三陸町条例第5号)」により定める。

[解釈等]

- 1 第1項は、不服申立てがあった場合の、実施機関による審査会への諮問の義務及びその例外について定めたものである。
 - ① 第2号は、不服申立人が開示請求者の場合、実施機関が不服申立てに理由があるとして開示請求に係る個人情報の全部を開示するときは、審査会に対する諮問を要しないことを定めたものである。
 - ② 第3号及び第4号は、実施機関が不服申立てに理由があるとして、不服申立てに係る個人情報の訂正請求又は利用停止請求の全部について訂正等又は利用停止等するときは、審査会に対する諮問を要しないことを定めたものである。
- 2 第2項は、審査会が不服申立てについての第三者的機関として機能するよう設置されるものであることから、諮問実施機関は、不服申立てに対する決定等を行う場合は、審査会の答申を尊重して行わなければならないことを定めたものである。

(諮問をした旨の通知)

第 37 条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

[趣旨等]

第 37 条は、不服申立人等が審査会へ意見書又は資料を提出する機会を確保するとともに、当該不服申立人等が不服申立てに係る事務の進捗状況を把握できるようにするため、諮問実施機関は、審査会に諮問した旨を当該不服申立人等に対し通知しなければならないことについて規定したものである。

[解釈等]

「不服申立人」とは、行政不服審査法に基づく意義申立て又は審査請求を行った者をいう。

「参加人」とは、開示請求等に対する実施機関の決定に対し利害関係を有する者であって、不服申立てに係る調査審議手続に参加する者をいう。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）
第38条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

（1） 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

（2） 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

[趣旨等]

第38条は、開示請求に係る個人情報に第三者の情報が記録されている場合で、当該第三者が開示に反対の意見を提出したときには、第22条第3項において開示決定と開示の実施との間に少なくとも2週間の期間を置くこととしているが、その間になされた当該第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する場合には、当該個人情報は開示されることとなり、当該第三者に回復不能の権利侵害が生ずるおそれがあること、また、開示請求者からの不服申立てにより開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定を変更し、当初の決定に比べ開示する部分が拡大する決定又は裁決を行う場合にも、第三者に権利侵害が生ずるおそれがあることを考慮し、このような場合における第三者の権利利益の保護を目的として、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するための手続について規定したものである。

[解釈等]

- 1 第1号は、第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する場合には、当該決定又は裁決の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならない旨を定めたものである。
- 2 第2号は、開示請求者からの不服申立てにより、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定を変更し、当初の決定より開示する部分が拡大する決定又は裁決を行う場合には、当該決定又は裁決の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならない旨を定めたものである。

（他の制度との調整等）

第39条 この条例は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報については、適用しない。

2 この条例は、前項に掲げるもののほか、本町の図書館その他の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

[趣旨等]

第39条は、本条例の適用を受けない個人情報について規定したものである。

[解釈等]

1 第1項は、統計法において所要の措置を講ずることとされている統計調査等に係る個人情報との調整について定めたものである。

統計法に係る個人情報については、個人情報が統計処理されることにより識別されない形で使用されることが前提となっていること、また、個人情報の保護のための規定が法において整備されていることから、本条例は適用しないこととした。

2 第2項は、図書館その他の施設において町民の利用に供することを目的として管理されている個人情報については、そもそも当該施設の固有の目的のために管理され、閲覧等に必要の手続等も定められていることから、本条例は適用しないこととしたものである。

なお、「施設」とは、図書館のほか、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供することを実際の事務事業として行う施設をいうものであり、町が所有等する建物としての施設を指すものではない。

(苦情の申出の処理)

第40条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いに関し苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

[趣旨等]

第40条は、実施機関の行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があった場合における実施機関の責務について規定したものである。

[解釈等]

本条でいう「苦情」は、実施機関が行う個人情報の取扱いの全般にわたり、その申出者に制限はなく、その申出の方法は、書面でも口頭でもよく、その形態は問わない。

「処理するよう努めなければならない」とは、実施機関は、必要に応じて調査、検討等を行い、苦情の申出の趣旨、内容に即した解決に努めることをいう。

(町長の調整)

第41条 町長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関し報告を求め、又は助言することができる。

[趣旨等]

第41条は、本条例を統一的に運用していくため、地方自治法上（第147条）の統括代表者である町長による、他の実施機関に対する調整機能について規定したものである。

[解釈等]

報告の要求及び助言の内容は、個人情報の保護に関することである限り、条例の解釈、運用、個人情報の一般的取扱基準、具体的な実施機関の処理方針等、あらゆる事項に及ぶものとなる。

(運用状況の公表)

第42条 町長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

[趣旨等]

第42条は、条例の運用状況の公表に関する町長の責務について規定したものである。これは、制度の適正な運用を図るため、個人情報保護に係る制度の実施状況を把握するとともに、これを公表し、町民による個人情報の適正利用を推進する趣旨である。

[解釈等]

この「公表」については、情報公開条例による行政文書の開示の実施状況の公表と同様の形態によるものとし、実際には、町広報紙に掲載することにより行い、その関係規定は本条例施行規則に置くものである。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

[趣旨等]

第43条は、本条例の施行に関して必要な事項は、各実施機関においてそれぞれ定めることについて規定したものである。

[解釈等]

南三陸町個人情報保護条例施行規則の制定をはじめとし、各行政委員会等においても規則、規程等の整備が必要となる。

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、生存する個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人情報を電子計算機を用いて検索し得る状態で体系的に個人情報を記録したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

[趣旨等]

第44条は、生存する個人の秘密に属する事項が記録された行政文書を、正当な理由なく提供した場合に、その行為者を罰することについて規定したものである。

なお、懲罰の基本的考え及び量刑については、行政機関法第53条と同様のものとしている。

[解釈等]

「実施機関の職員若しくは職員であった者」とは、第2条第2号に規定する実施機関の職員や、その退職した職員をいう。

「実施機関から委託を受けて個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者」とは、実施機関の職員以外の者で、実施機関から依頼されて実施機関の行う個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を行っている者又は過去に当該事務を行っていたが現在は行っていない者をいう。この場合、依頼に基づいて実施機関の事務を行っていれば足り、委託契約等の有無は問わない。

「正当な理由がないのに」とは、実施機関の職員が第9条第1項の規定に違反して個人情報を提供した場合や、受託業者の職員が契約の取決めに違反して提供した場合をいう。

「個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人情報を電子計算機を用いて検索し得る状態で体系的に個人情報を記録したもの」とは、台帳、名簿及び電子計算機処理に係る電磁的記録等、一定の様式で記載され、特定の項目により当該個人を電子計算機により容易に検索し得るものをいう。

「（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」とは、コピー機による複製はもちろん、手書きによるものも含む。たとえ内容に加工が施されたものだとしても、同一性が認められる場合には、対象となる。

※ 「生存する個人の秘密に属する事項…」及び「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索し得る状態で…」の部分については、本条例における他の関係規定と直接結んだ場合に、その解釈の内容に差異が生じるが、これは、仙台地方検察庁との事前協議において、行政機関法、地方公務員法及び地方自治法の諸規定との関係上、修正を要するとして意見のあった部分について、教示のあった内容により対応しているものである。この点に関し、次条以降同じ。

第45条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た生存する個人の個人情報であって、行政文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

[趣旨等]

第45条は、第44条に規定する者が、不正な利益を図る目的で、事務に関して知り得た生存する個人の個人情報（行政文書に記録されたものに限る。）を提供し、又は盗用した場合に、その行為者を罰することについて規定したものである。

なお、懲罰の基本的考え及び量刑については、行政機関法第54条と同様のものとしている。

[解釈等]

「その事務に関して知り得た生存する個人の個人情報であって、行政文書に記録されたもの」とは、職員等がその職務を行うことにより知り得たいうことであり、たとえ担当外の事項であっても、事務に関連して知り得たものは含まれることとなるが、行政文書に記録されたものであることを要する。

「不正な利益」とは、社会的に不正と評価される利益を指し、経済的利益に限らず、例えば精神的利益をも含むものである。

「提供し、又は盗用したとき」とは、他人が利用できる状態に置くこと、正当な理由なく当該事務の目的以外の用に自ら利用することをいう。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で生存する個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

[趣旨等]

第46条は、実施機関の職員が、職権を濫用し、かつ、職務以外に使用するため、庁内、国等関係機関及び第三者等から生存する個人の秘密に属する事項が記録されている文書、図画又は電磁的記録を収集した場合に、その行為者を罰することについて規定したものである。

なお、懲罰の基本的考え及び量刑については、行政機関法第55条と同様のものとしている。

[解釈等]

「その職権を濫用して」とは、実施機関の職員（公務員）が職務権限に属する事項について職権に仮託して不当な目的・方法で、職務上従うべき義務等に違反することをいう。

「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、収集の主たる目的が職務以外に使用するものであることであり、職務のために行った場合は除外される。

なお、権限を有する上司からの職務命令により収集した場合は、命令した上司が職権を濫用したものとして、当該上司について本条を適用することとなる。

「文書、図画又は電磁的記録を収集」とは、行政文書に限らず、メモや実施機関以外の者が作成した文書等、全ての文書、図画又は電磁的記録の収集をいう。

第47条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく生存する個人の個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

[趣旨等]

第47条は、身分を偽る等の不正の手段により、個人情報開示請求を行い、開示決定に基づいて生存する個人の個人情報の開示を受けた場合、その者を罰することについて規定したものである。

[解釈等]

「偽りその他不正の手段により」とは、偽造又は盗用した身分証明書を用いる等の不正な行為により実施機関に本人であることを誤認させること等をいう。

「開示決定に基づく生存する個人の個人情報の開示を受けた者」とは、本条例に基づいた開示請求を行い、実施機関の開示決定に基づき実際に行政文書を閲覧等した者をいう。